

川崎市人権オンブズパーソンの勤務日等に関する要綱細則

1 趣旨

川崎市人権オンブズパーソンの勤務日等に関する要綱第2条の規定に基づき、人権オンブズパーソンの勤務日等について細目を定めるものとする。

2 勤務日

- (1) 原則、週2日は、事務局事務室において相談及び救済申立てへの対応その他の業務を行う。
- (2) 週1日は、人権オンブズパーソン会議、関係機関等との会議並びに事務局事務室その他において相談、救済申立て事案の処理の検討・調査及び調査員との調整その他の業務を行う。

3 勤務日の割振り等

原則として、前月末までに翌月の勤務日程を定めるものとする。ただし、業務の状況の必要に応じて、人権オンブズパーソン及び事務局で調整の上、適宜、変更するものとする。

4 施行日

この細則は、平成14年4月1日から施行する。